

岩手県 分別収集促進計画

すっきりいかに
2001



岩手県

岩 手 県

分別収集

促進計画

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	1
4	岩手県の区域内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第1号量）	2
5	岩手県の区域内において得られる分別基準適合物について各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（法第9条第2項第2号量）	3
6	岩手県の区域内において得られる第2条第6項に規定する主務省令で定めるものについて、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第3号量）	7
7	分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）	10
8	ごみの減量化及び再生利用の推進に関する一般的事項	12

計画策定の意義

今日の物質面での豊かさの実現には、大量生産・大量消費型の社会経済活動が大きく寄与してきた。しかし、その一方で生産性と効率性を追及して天然資源やエネルギーを大量に消費した結果、廃棄物の排出量が増加するとともに、その質が大きく変化し、廃棄物処理経費の増高、廃棄物処理施設確保の困難、さらには廃棄物処理に伴う環境への負荷の増大など多くの問題をもたらしている。

安全で快適な生活環境を維持し、次世代に引き継いでいくためには、これまでの大量生産・大量消費型社会システムから脱皮し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型経済社会システムを構築していくことが求められている。

このことから、廃棄物処理においても「燃やして埋める」ことを基本としていた従来のごみ処理の考え方を見直し、「廃棄物の排出量を抑制した上で、なお排出された廃棄物については可能な限りリサイクルを行う循環型的手法」に転換していくことが喫緊の課題となっている。

このような中、平成7年6月に、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物について、事業者、消費者、行政の適切な役割分担のもとにリサイクルを推進すべく「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）が制定された。

本計画は、法第9条の規定に基づき、市町村の分別収集計画を集約するとともに、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向を明らかにし、一般廃棄物の減量、再生資源の十分な活用を通じて廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、循環型経済社会システムの構築に寄与しようとするものである。

計画の基本的方向

本計画の基本的方向を次のとおりとする。

- (1) 容器包装廃棄物のリサイクルシステムを効果的に機能させ、ごみの減量化及び再生利用が着実に進展するよう、県民の意識啓発を図る。
- (2) 地域の実情と特性を勘案しつつ、市町村における効率的な分別収集体制の整備を促進する。
- (3) 各市町村の積極的な取組みを推進し、中・長期的な視点に立って岩手県全体としての廃棄物の循環型処理システムの確立を図る。

計画期間

本計画は、計画期間を平成9年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定を行うものとする。

谷上原の区域内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量を次のとおりとする。

<法第9条第2項第1号量>

(岩手県内におけるすべての容器包装廃棄物の排出見込み量)

(単位:t)

市町村名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
盛岡市	30,392	30,881	31,447	31,826	32,287
盛岡市(旧柳井)	4,710	4,970	5,241	5,525	5,828
宮古市	6,186	6,270	6,362	6,460	6,568
大船渡市	2,749	2,749	2,749	2,749	2,749
水沢市	2,380	2,390	2,400	2,410	2,420
花巻市	4,497	4,547	4,593	4,640	4,686
北上市	5,426	5,589	5,756	5,929	6,107
久慈市	2,562	2,583	2,603	2,619	2,636
遠野市	2,469	2,538	2,607	2,677	2,746
一関市	5,634	5,690	5,746	5,804	5,862
陸前高田市	2,312	2,404	2,500	2,600	2,704
釜石市	7,574	7,531	7,491	7,454	7,419
江刺市	1,351	1,354	1,356	1,364	1,372
二戸市	2,267	2,278	2,289	2,299	2,310
平石町	1,401	1,401	1,401	1,401	1,401
葛巻町	763	753	742	732	721
岩手町	1,338	1,396	1,454	1,514	1,573
西根町	755	778	800	822	841
滝沢村	1,635	1,735	1,839	1,939	2,034
松尾村	330	335	338	342	345
玉山村	1,203	1,253	1,303	1,353	1,403
紫波町	2,585	2,676	2,749	2,827	2,912
矢巾町	2,387	2,605	2,833	3,085	3,360
大迫町	367	353	341	329	318
石鳥谷町	497	506	515	524	534
東和町	434	434	441	454	460
湯田町	411	434	459	486	500
沢内村	317	315	313	311	309
金ヶ崎町	1,116	1,095	1,109	1,115	1,103
前沢町	545	573	603	634	667
胆沢村	416	434	452	485	488
衣川村	209	219	230	242	254
花泉町	942	989	1,036	1,084	1,134
平泉町	865	885	905	925	945
大東町	858	937	1,020	1,104	1,192
藤沢町	462	511	562	615	671
千厩町	744	806	871	937	1,009
東山町	356	396	438	482	528
室根村	279	309	340	373	407
川崎村	229	255	283	313	344
住田町	302	302	302	302	302
三陸町	541	541	541	541	541
大槌町	1,439	1,427	1,417	1,405	1,396
宮守村	237	237	239	240	241
山老町	319	316	313	313	313
山田町	1,169	1,169	1,165	1,165	1,162
岩泉町	577	587	595	607	617
田野畑村	218	216	214	206	193
普代村	140	139	138	137	137
新里村	323	319	315	310	305
川井村	385	385	385	379	379
軽米町	609	609	609	609	609
種市町	546	550	551	553	557
野田村	258	261	265	267	270
山形村	105	106	106	108	108
大野村	164	163	164	164	164
九戸村	252	252	252	252	252
浄法寺町	280	277	275	273	270
安代町	548	550	554	558	563
一戸町	817	820	822	825	828
計	111,182	113,383	115,739	117,998	120,354

5 本市域の区域内において得られる特定分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量を次のとおりとする。

<法第9条第2項第2号量> (※印:P13参照)

(4のうち市町村が分別収集する特定分別基準適合物の見込み量)

(1) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色のものに係る分別基準適合物

(単位:t)

市・町・村名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
盛岡市	1,312	1,785	1,818	1,840	1,866
盛岡市(旧藤井)	348	368	388	409	432
宮古市		247	251	255	259
大船渡市	203	235	235	235	235
水沢市	104	105	105	106	106
花巻市	184	334	345	356	367
北上市	298	307	316	326	335
久慈市				370	373
遠野市		192	226	261	268
一関市	89	90	92	93	94
陸前高田市		134	138	142	146
釜石市	195	195	195	196	196
江刺市	85	86	86	86	87
二戸市				268	270
平石町	216	216	216	216	216
葛巻町	127	126	124	122	120
岩手町		151	159	167	174
西根町		59	61	63	64
滝沢村	197	231	267	305	345
尾松村		26	26	26	27
玉山村		124	129	134	139
紫波町	207	217	222	225	232
矢巾町	197	217	237	259	283
大迫町	35	33	31	29	27
石鳥谷町	23	23	24	24	25
石東町	22	61	62	64	66
湯田町	34	36	38	41	42
沢内村	10	11	14	15	16
金ヶ崎町	43	43	43	42	41
前沢町		91	96	101	106
胆沢町		39	40	40	40
衣川村	23	29	37	48	60
花泉町			47	54	62
平泉町			19	20	20
大東町	61	61	61	61	60
大藤町	36	36	36	36	36
千厩町	46	46	46	45	46
東山町	29	29	29	29	29
釜根村	22	22	22	22	22
川崎村	17	17	17	18	18
住田町	22	26	26	26	26
三陸町	40	46	46	46	46
大槌町		208	207	203	202
大宮村	21	21	21	21	21
田老町		26	26	26	26
山田町		201	200	200	200
岩泉町		24	31	38	45
田野畑村		7	7	7	8
普代村				19	19
新里村		24	23	23	23
川井村		41	41	40	40
軽米町				98	98
穂市町				78	79
野田村				38	38
山形村				15	15
大野村				23	23
九戸村				80	80
浄法寺町				64	64
安代町		42	42	43	43
一戸町				220	220
計	4,246	6,688	6,968	8,457	8,666

(ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く)

(2) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって茶色のものに係る分別基準適合物 (単位：t)

市町村名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
盛岡市	779	1,001	1,019	1,031	1,046
盛岡市(旧盛南)	290	307	324	341	358
宮古市		47	48	48	50
大船渡市	166	191	191	191	191
水沢市	161	162	162	163	164
花巻市	148	270	279	288	297
北上市	370	381	393	404	416
久慈市				304	306
遠野市		158	185	214	219
一関市	127	128	129	130	132
陸前高田市		111	114	117	121
釜石市	225	225	225	226	226
江刺市	71	71	71	72	72
二戸市				220	221
平石町	176	176	176	176	176
葛巻町	105	103	102	100	99
岩手町		68	71	75	78
西根町		48	50	51	52
滝沢村	161	188	218	249	282
松尾村		21	21	21	22
玉山村		102	106	110	114
紫波町	181	187	192	196	201
矢巾町	167	183	200	218	239
大迫町	49	46	44	41	39
石鳥谷町	32	33	34	34	35
石東町	32	50	51	52	54
湯田町	28	30	32	34	35
沢内村	10	9	11	12	13
金ヶ崎町	61	62	61	59	32
前沢町		76	80	84	89
胆沢町		33	33	34	34
衣川村	18	23	29	36	45
花泉町			38	44	51
平泉町			16	16	16
大東町	102	102	101	101	100
藤沢町	59	59	59	60	60
千厩町	76	76	76	76	76
東山町	48	48	49	49	49
室根村	36	36	36	36	36
川崎村	28	29	29	29	30
住田町	18	21	21	21	21
三陸町	33	38	38	38	38
大槌町		174	172	170	168
宮守村	17	17	17	17	17
田老町		21	21	21	21
山田町		151	150	150	150
岩田町		21	26	32	38
野畑村		6	6	6	6
善代村				16	16
新里村		18	18	17	16
川井村		34	34	33	33
軽米町				80	80
種市町				64	65
野田村				31	31
山形村				13	13
大野村				19	19
九戸村				64	64
浄法寺町				52	52
安代町		34	34	35	35
一戸町				180	180
計	3,774	5,375	5,592	6,801	6,939

(ほうけい酸ガラス製のものと及び乳白ガラス製のものを除く)

(3) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色又は茶色のもの以外に係る分別基準適合物 (単位:t)

市町村名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
盛岡市	762	1,344	1,368	1,385	1,405
盛岡市(旧柳井)	64	73	76	79	85
宮古市		42	43	44	43
大船渡市		52	52	52	52
水沢市	55	55	55	55	55
花巻市	39	71	73	76	78
北上市	56	58	59	61	63
久慈市				93	93
遠野市		43	50	58	60
一関市					
陸前高田市		34	35	36	37
釜石市	63	63	63	63	63
江刺市	22	22	22	22	22
二戸市				60	60
雫石町	49	49	49	49	49
葛巻町	32	31	31	30	30
岩手町		36	38	39	41
西滝根町		14	14	14	15
滝沢村	44	52	60	69	77
松尾村		5	5	6	6
玉山村		31	32	33	35
紫波町	38	40	41	42	44
矢巾町	36	40	42	47	51
大迫町	13	12	12	11	11
石鳥谷町	10	10	10	10	10
東和町	9	13	14	14	15
湯田町	8	9	10	10	11
沢内村	2	3	3	4	3
金ヶ崎町	39	39	42	39	39
前沢町		23	24	25	27
胆沢町		11	11	11	11
衣川村	5	6	8	10	12
花泉町			11	12	14
平泉町					
大東町	7	7	7	7	7
藤沢町	4	4	4	4	4
千厩町	5	5	5	5	5
東山町	3	3	3	3	3
室根村	2	2	2	2	2
川崎村	2	2	2	2	2
住田町		6	6	6	6
三陸町		10	10	10	10
大槌町		52	52	51	51
宮守村	5	5	5	5	5
田老町		5	5	5	5
山田町		50	50	50	50
岩田町		6	7	9	10
野畑村		4	4	5	6
善代里村				5	5
新井村		7	7	7	6
川井町		9	9	9	9
軽米町				22	22
種市町				20	20
野田村				9	10
山形村				4	4
大野村				6	6
九戸村				16	16
浄法寺町				15	14
安代町		9	9	9	9
一戸町				50	50
計	1,374	2,467	2,540	2,895	2,954

(ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く)

(4) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの
(飲料又はしょうゆを充てんするものに限る。)に係る分別基準適合物

(単位:t)

市町村名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
盛岡市	113	230	234	237	241
盛岡市(田部)	15	31	32	40	42
宮古市				48	49
大船渡市		29	29	29	29
水沢市	7	8	8	8	8
花巻市	5	11	13	15	16
北上市	36	37	38	39	41
久慈市				40	40
遠野市		15	18	21	24
一関市					
陸前高田市	6	6	6	6	7
釜石市					
江刺市	13	13	13	13	13
二戸市					
雫石町	18	18	18	18	18
葛巻町				4	4
岩手町				35	37
西根町		11	12	12	12
滝沢村	33	76	87	99	112
松尾村		5	5	5	5
玉山村				15	15
紫波町	7	14	15	18	18
矢巾町	6	13	14	18	19
大迫町	3	3	3	3	3
石鳥谷町	1	1	1	1	1
東和町	4	4	4	4	4
湯田町	3	3	3	3	2
沢内村	1	1	1	2	2
金ヶ崎町	6	6	6	6	6
前沢町		5	6	6	6
胆沢町		3	3	3	3
衣川村	(1) 0	(1) 2	2	3	4
花泉町					
平泉町					
大東町				5	5
藤沢町				3	3
千厩町				4	4
東山町				3	3
室根村				2	2
川崎村				2	2
住田町		3	3	3	3
三陸町		6	6	6	6
大槌町	7	7	7	7	7
宮守村	8	8	9	10	10
田老町				9	9
山田町				10	10
岩泉町				5	6
畑畑村				1	1
田野村				2	2
普代村				5	5
新里村				4	4
川井町					
軽米町					
種野村				8	8
山形村				4	4
大形村				2	2
九戸村				2	2
浄法寺町					
安代町		8	8	8	8
一戸町					
計	(293) 292	(576) 577	604	856	887

岩手県の区域内において得られる第2条第6項に規定する主務省令で定めるものについて、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量を次のとおりとする。

<法第9条第2項第3号量>

(4のうち市町村が分別収集する特定分別基準適合物以外の見込み量：事業者に再商品化義務が課されないもの)

(1) 主として鋼製の容器包装に係るもの

(単位：t)

市町村名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
盛岡市	1,301	1,756	1,788	1,810	1,836
盛岡市(旧柳井)	383	404	426	449	474
宮古市	41	209	212	215	218
大船渡市	57	57	57	57	57
水沢市	139	140	140	141	141
花巻市	225	227	230	232	234
北上市	230	237	244	251	259
久慈市	233	235	237	238	240
遠野市	94	135	159	183	188
一関市	239	240	243	245	246
陸前高田市	173	179	186	193	200
釜石市	216	216	216	217	217
江刺市	120	120	121	121	122
二戸市	218	218	220	221	222
雫石町	208	208	208	208	208
葛巻町	82	81	80	79	78
岩手町		88	92	97	101
西根町		43	44	45	46
滝沢村	223	261	302	346	391
松尾村		18	18	19	19
玉山村		80	83	87	89
紫波町	251	260	267	275	282
矢巾町	245	268	291	316	345
大迫町	29	28	26	25	23
石鳥谷町	51	52	53	53	53
東和町	34	33	33	33	33
湯田町	30	32	34	36	37
沢内村	18	18	19	19	19
金ヶ崎町	59	60	59	57	56
前沢町	32	34	36	37	39
胆沢町	80	80	81	81	81
衣川村	6	8	10	12	15
花泉町			34	39	44
平泉町			14	14	14
大東町	180	179	179	178	177
藤沢町	105	105	105	105	105
千厩町	134	134	134	134	134
東山町	85	85	86	86	86
室根村	64	64	64	64	64
川崎村	49	51	51	52	53
住田町	6	6	6	6	6
三大町	12	12	12	12	12
大槌町	131	131	129	129	129
宮守村	17	17	17	17	17
田老町	28	28	27	27	27
山田町		281	280	280	279
岩田町		18	23	28	33
野畑村		8	8	9	11
善代村	13	13	13	13	13
新里村	22	21	21	20	20
川井村		12	14	14	15
軽米町	113	113	113	113	113
糠野市	50	50	50	50	51
野田村	23	24	24	24	25
山形村	10	10	10	10	10
大野村	15	15	15	15	15
九戸村	59	59	59	59	59
浄法寺町	56	55	55	54	54
安代町		31	31	31	31
一戸町	182	182	183	183	184
計	6,371	7,729	7,972	8,164	8,350

(2) 主としてアルミニウム製の容器包装に係るもの

(単位：t)

市町村名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
盛岡市	329	356	363	367	372
盛岡市(旧郡)	70	74	78	88	93
宮古市	11	116	118	119	121
大船渡市	51	51	51	51	51
水沢市	43	44	44	44	44
花巻市	70	71	72	73	73
北上市	92	95	98	101	104
久慈市	91	91	92	93	94
遠野市	24	35	41	47	48
一関市	50	50	51	51	52
陸前高田市	28	31	34	37	41
釜石市	47	47	47	47	47
江刺市	20	20	20	20	20
二戸市	39	39	39	39	39
雫石町	18	18	18	18	18
葛巻町	32	31	31	30	30
岩手町		43	45	47	49
西根町		20	21	22	22
滝沢村	64	75	86	99	112
松尾村		8	8	9	9
玉山村		30	32	33	35
紫波町	42	43	45	50	51
矢巾町	40	44	48	56	60
大迫町	14	13	13	12	12
石谷町	12	13	13	13	13
東和町	1	3	3	3	3
湯沢町	12	13	13	14	15
沢内村	10	10	11	10	10
金ヶ崎町	33	34	33	32	32
前沢町	11	12	12	13	14
胆沢町	16	17	17	17	17
衣川村	2	3	4	5	6
花泉町			16	18	21
平泉町			7	7	7
大藤町	12	12	11	11	11
大沢町	7	7	7	7	7
千厩町	9	9	9	9	9
東山町	5	5	6	6	6
釜川村	4	4	4	4	4
川崎村	3	3	3	3	3
住田町	5	5	5	5	5
三陸町	10	10	10	10	10
大槌町	21	21	21	21	21
大宮村	10	10	10	10	10
山田町	5	5	5	5	5
山田町		46	46	46	46
岩田町		8	11	13	16
岩田町		2	2	2	2
菅野村	5	5	5	5	5
新里村	12	12	11	11	10
川井村		14	14	14	14
軽米町	20	20	20	20	20
種野市	19	19	19	20	20
野田村	9	9	9	9	10
山形村	4	4	4	4	4
大野村	6	6	6	6	6
九戸村	10	10	10	10	10
浄法寺町	10	10	10	10	10
安代町		14	15	15	15
一戸町	32	32	33	33	34
計	1,490	1,852	1,930	1,994	2,048

(3) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器
(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)に係るもの

(単位：t)

市町村名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
盛岡市				217	220
盛岡市(旧部)	35	37	39	48	51
宮古市				60	61
大船渡市				36	36
水沢市	13	13	13	13	13
花巻市	25	25	26	26	26
北上市	23	24	24	25	26
久慈市				119	120
遠野市	12	15	19	23	27
一関市					
陸前高田市	7	8	9	10	11
釜石市	1	1	1	1	1
江刺市	5	5	5	5	5
二戸市					
磐前町	20	20	20	20	20
葛巻町					
岩手町					
西根町					11
滝沢村	31	72	83	94	105
松尾村					5
玉波町	17	18	18	21	22
紫波町	14	15	17	21	23
大迫町	3	3	3	3	3
石谷町	3	3	3	3	3
東和町	4	4	4	4	4
湯沢町		4	4	5	5
内村				1	1
金崎町	20	20	20	20	20
前沢町	7	7	7	8	8
胆沢町	1	1	1	1	1
衣川村	4	5	6	8	10
花泉町			11	12	14
平大町			4	4	5
藤原町					
千代田町					
東山町					
室根村					
川崎村				4	4
住田町				7	7
三大町	5	5	5	5	5
大宮町	10	10	10	10	10
田老町				12	12
山田町				5	5
岩泉町				6	7
田畑村				2	2
善代村				6	6
新里村				6	6
川井村				6	6
軽米町					
種野村				25	25
山形村				12	12
大野村				5	5
九戸村				7	7
浄法寺町					
安代町					7
一戸町					
計	260	315	352	926	983

(1) 分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項

分別収集を実施することは、容器包装廃棄物を資源として社会に還元していくことを可能とし、県民一人ひとりの参画により環境への負荷の少ない循環型の経済社会システムを構築していくための基本的前提となるものである。

このような分別収集の意義について、県民の理解を促し、県民が自らの責務として市町村が定める分別の基準に従って容器包装廃棄物を適正に排出することを促進するため、県と市町村は、その連携を強化し、広報活動等による積極的な普及啓発を図るものとする。

ア 広報媒体等を通じた啓発活動

市町村の分別収集が円滑に実施されるよう、県政広報紙やテレビ、ラジオの県政番組等を通じて、分別収集の必要性和意義について県民の啓発に努める。

また、市町村に対しても、廃棄物減量等推進員による排出指導等を通じて分別収集の必要性和意義について啓発を図るとともに、当該市町村の排出基準等について広報紙等を通じて十分な周知を図るよう指導に努める。

イ 環境教育・環境学習の推進

分別収集の実施と再商品化の推進が環境の保全に寄与することについて、県民の理解を深め、協力を得られるよう、環境情報の提供や、ビデオ、パンフレット等の教材などの整備とその有効利用により、学校等における環境教育や広く県民を対象とする環境学習の強化を図る。

ウ 啓発資料等の作成

分別収集及び再商品化について県民の積極的な協力を喚起するために、各市町村の行う分別収集及び集団回収等の推進状況について総合的に把握整理の上、実践事例を資料化するなどにより、市町村等を通じて県民への情報提供に努める。

(2) 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

分別収集の実施に当たり、資源化施設の整備状況、事業者の協力等の地域の実情に応じて、より効果的な分別収集体制を整備できるようにするためには、分別収集を実施する市町村相互間において、住民の分別排出方法、分別回収の方法等について情報の交換が図られることが重要である。

このため、各市町村の実施する分別収集の状況を的確に把握するとともに、これらの情報を市町村及び県民に対して提供するよう努めるものとする。

ア 市町村への情報の提供

市町村が自らの分別収集体制を不断にチェックし、より効率的な収集体制を整備していくことができるよう、県内外の市町村における分別収集実施のための具体的手法、施設及び体制整備に関する情報を可能な限り収集・整理の上、定期的に市町村に提供するものとする。

また、県全体として円滑な取組みを促進するため、分別収集の実施に障害等を有する市町村について、広域処理など地域の実情に応じた効果的な分別収集体制の構築が促進されるよう、特に先進事例の情報提供などを通じて指導に努める。

イ 岩手県廃棄物対策推進協議会(仮称)の設置

市町村相互の情報交換や分別収集推進上の諸問題について全県的な検討を行うため、県、市町村及び関係団体による岩手県廃棄物対策推進協議会(仮称)を設置するとともに、その下部組織として保健所の管轄区域ごとに地区協議会を設けることにより、各地域における分別収集推進のための諸課題について検討するなど、きめ細かな情報交換の機会の確保に努める。

ウ 分別基準適合物の引き取りの確保

県は、市町村によって分別収集された特定分別基準適合物の円滑な再商品化を促進するため、市町村と指定法人等の間において十分な連携が図られるよう指導、助言に努める。

さらに、法第2条第6項指定物については、無償あるいは有償の引き取りが確保されるよう、市町村に対する情報の提供を行うとともに、必要に応じて関係者等との連絡調整に努める。

(3) その他分別収集の促進に関する事項

ア 分別収集による分別基準適合物の再商品化を推進していくためには、市町村等の行う分別収集において分別基準に適合した処理がなされることが不可欠であり、容器包装廃棄物の選別、圧縮、保管等を行うリサイクルプラザ、リサイクルセンター等資源化施設の重点的かつ計画的な整備について、国庫補助の導入を図りつつ推進するよう市町村等の指導に努める。

イ 町内会等による集団資源回収は、市町村が処理する廃棄物の減量化に資するのみならず、参加する住民の環境への意識をかん養する上でも有効である。このため、市町村の分別収集の実施に当たっては、既存の集団資源回収との整合が図られるよう配慮するとともに、集団回収に対する積極的な支援がなされるよう市町村の指導に努める。

ウ 各地域における資源化事業者については、指定法人等が行う再商品化過程の実質的な担い手として、さらに、法第2条第6項指定物の引取先として重要な役割を担うものであることから、その機能を十分に果たすことができるよう、必要に応じて情報を提供するなどの支援に努めるとともに、廃棄物再生事業者の登録制度の活用等を通じて市町村との連携が図られるよう努める。

8

ごみの減量化及び再生利用の推進に関する一般的事項

法の趣旨にかんがみ、循環型経済社会システムを構築していくためには、廃棄物の排出後における再資源化はもとより、廃棄物の排出そのものを抑制していくことが必要である。

このため、「岩手県ごみ減量化・再生利用推進行動指針」（平成6年2月策定）に基づき、県民、事業者及び行政が連携しつつ、各主体におけるごみ減量化と再生利用推進に向けた積極的な施策の展開を図る。

（1）県民の取組みの促進

商品の購入に当たって自ら買い物袋等を持参し、簡易包装化がなされている商品、再生品やリサイクルが容易な商品の選択の促進に努めるほか、家庭からの排出における適正分別や地域における集団回収活動に積極的に参加するなど環境に配慮したライフスタイルの確立の促進に努める。

（2）事業者の取組みの促進

自らの事業活動に伴うごみ排出量を極力抑制しながら、包装の簡素化等、ごみになりにくい商品の開発と提供に努め、販売ルートを利用した容器等の回収システムの整備を推進するとともに、容器包装廃棄物の再商品化により得られた物の積極的な利用の促進に努める。

（3）行政の取組み

県においては、ごみ減量化と再生利用推進について、県民大会の開催やマイ・バッグ・キャンペーン（買い物袋持参推進運動）の全県的な推進を図ることにより、県民の一層の意識啓発を行うとともに、県民の取り組むごみ減量化等に寄与する活動を積極的に支援・促進する体制の整備に努める。

また、物品の調達に当たっては、自ら率先して、過剰に包装された商品の購入を極力避けるとともに、容器包装廃棄物の再商品化によって得られた物やリサイクルが容易な商品等の積極的な利活用を推進する。

さらに、市町村については、地域の実情に応じて県との連携によるごみ減量化・再生利用推進に向けた諸施策の展開を促進する。

※①……分別基準適合物

容器包装廃棄物であって分別収集をして得られたもののうち、洗浄や圧縮が行われるなど厚生省令で定める分別収集基準に適合し、指定された施設に保管されているもの（有償又は無償で譲渡可能なものとして主務大臣が指定した容器包装を除く）をいう。

※②……特定分別基準適合物

分別基準適合物を容器包装の区分ごとに特定したもので、現在無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、無色又は茶色以外のガラス製容器、飲料及びしょうゆ用のペットボトルの4種類が定められている。

特定事業者（容器包装を作った事業者、使った事業者）が再商品化の義務を負う。

※③……第2条第6項に規定する主務省令で定めるもの

現在のところ有償又は無償での譲渡が可能であることから、特定事業者に再商品化義務を課さなくともよいものとして主務大臣が指定した容器包装廃棄物。現在、鋼製の容器包装、アルミニウム製の容器包装、飲料用紙パックが指定されている。